

地域指定年度	平成17年度
計画策定年度	平成17年度
計画見直し年度	平成20年度
	平成23年度
	平成24年度
	平成25年度
	平成26年度
	平成27年度
	平成28年度
	平成29年度
	平成30年度
	令和5年度
令和6年度	

桐生農業振興地域整備計画書

令和7年2月

群馬県桐生市

目 次

ページ

第1 農用地利用計画

1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	3
ウ	農用地区域への編入方針	3
(2)	農業上の土地利用の方向	4
ア	農用地等利用の方針	4
イ	用途区分の構想	4
2	農用地利用計画	5

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	6
3	森林の整備その他林業の振興との関連	6
4	他事業との関連	6

第3 農用地等の保全計画

1	農用地等の保全の方向	7
2	農用地等保全整備計画	7
3	農用地等の保全のための活動	7
4	森林の整備その他林業の振興との関連	7

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	8
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10

第5 農業近代化施設の整備計画

1	農業近代化施設の整備の方向	10
2	農業近代化施設整備計画	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	11

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	11
---	------------------------	----

2	農業就業者育成・確保施設整備計画	1 1
3	農業を担うべき者のための支援の活動	1 1
4	森林の整備その他林業の振興との関連	1 2

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	1 2
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	1 2
3	農業従事者就業促進施設	1 3
4	森林の整備その他林業の振興との関連	1 3

第8 生活環境施設の整備計画

1	生活環境施設の整備の目標	1 3
2	生活環境施設整備計画	1 3
3	森林の整備その他林業の振興との関連	1 3
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	1 3

第9 付 図 ----- 別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（付図3号）

別記 農用地利用計画

(1)	農用地区域	1 5
ア	現況農用地等に係る農用地区域	1 5
イ	現況森林、原野等にかかる農用地区域	3 3
(2)	農業施設用地	3 4

第1 農用地利用計

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置及び範囲

本市は、群馬県の東部、栃木県足利市に境を接し、那須火山帯赤城山麓の南東傾斜地に位置し、中間にみどり市を挟んで二分割している。

地形は、赤城山（黒檜山）標高 1,828mを頂点に太田市、足利市境の渡良瀬川の標高 65mまでで、山岳地帯から関東平野の北端まで変化に富んだ地形をなしており、ほとんどが渡良瀬川流域であるが、新里町地区については、鏑木川と早川が町内を北から南に流下し、利根川本線流域となっている。

(イ) 自然条件

地質は、渡良瀬川・小黒川沿いの中央域から桐生川沿いの南東域にかけては中古生界の足尾層群が分布し、渡良瀬川及びその支流の河床には、現河床堆積物が堆積し、河岸沿いに河岸段丘が形成され、段丘礫層とローム層が主に堆積している。

農地は、赤城山東麓の傾斜地及び渡良瀬川沿いに分布し、多くは黒ぼく土で透水性が大きく、保水性が小さいため干害を受けやすい。

気象は、夏と冬の寒暖の差が大きく、昼夜の気温の差も大きい内陸性気候となっており、2010年から2019年の平年値によると、平均気温は年間 15.0度で、平均最高は8月で 26.9度、平均最低は1月で 3.4度となっている。また、平均年間降水量は、1,352.2mmである。

(ウ) 土地利用の状況

本市の土地利用について、桐生市地区は、古くから織物産地として栄え、現在は自動車部品等の機械金属産業も盛んで、中央に商業施設や事務所機能が集積した中心市街地が形成され、その周辺に農地があるものの、都市計画の用途決定がなされている。

新里町地区は、米麦養蚕を主とした農業を基幹産業としてきた地域である。田の利用については、土地改良整備等により現在も水稻は盛んであるが、養蚕の衰退により、田以外の農地の多くを占めていた桑園は、普通畑等への転換が進められてきている。北部地区を中心に畜産経営が盛んになるなか、牧場や牧草地としての活用が見られ、比較的平坦な中南部地区においては、畑地はハウス等のきゅうりを中心とした施設野菜の栽培地となっているほか、工業団地も造成され、住宅地や商業地として利用されてきている。

黒保根町地区は、大部分（89%）を山林が占める中山間地に位置しており、国道 122 号線沿いに商業地や住宅地があるほか、赤城山に向かつての沢沿いに住宅や小規模な工場施設等が点在している。集団的農用地は少ないが、恵まれた沢水を利用した田では、水稻が作付けされており、畑地では、自給用や地場販売用の野菜類・根菜類が作付けされているほか、大規模な畜産施設などの利用も見られる。

農業振興地域としては、平成 17 年 6 月に合併した新里町地区と黒保根町

地区内が該当し、5,047.6ha となっており、市全域 27,445ha の約 18%に相当する。農業振興地域 5,047.6ha の内訳は、農用地等（農業用施設用地含む）が 1,455.4ha で 29%、森林原野が 2,233ha で 44%、住宅地が 403ha で 8%、工場用地が 195ha で 3.9%、その他 761.2ha で 15%となっている。

(エ) 人口及び産業経済の動向

本市の人口は、昭和 50 年代前半までは増加傾向にあったが、それ以降は減少しており、令和 2 年においては、106,445 人（国勢調査）となっている。

一方、世帯数については、核家族化が進み、横ばいから減少の傾向にある。

産業別就業人口割合は、第 1 次産業 2.5%、第 2 次産業 34%、第 3 次産業 63.5%となっている中で、今後の産業経済の動向としては、第 3 次産業従事者が増加傾向のなか、総生産額は増加傾向となっている。第 1 次産業のほとんどを占める農業従事者については、高齢化や後継者不足により減少傾向であるが、生産額については、本市の農業生産額の多くを占める養豚業において事業承継が円滑に進んでおり、毎年豚舎の増設も行われていることから、やや増加傾向になると想定する。

(オ) 土地利用の構想

新里町地区は、本市の市街地を始め、前橋市や伊勢崎市が生活圏の範囲にあり住宅や工場立地条件に恵まれていることから、都市的土地利用が進みつつあるが、かつての米麦養蚕の土地利用から基盤整備の進展もあり、水田地域を維持しつつ、きゅうりを中心とした施設野菜や近代的施設を整備した畜産経営が盛んに行われている。

黒保根町地区は、国道 122 号から赤城山麓の黒檜山頂（1,828m）までの中山間地域に位置するため、集団的農用地は少ないが、歴代受け継がれてきた田畑は大切に利用され、田においては米づくり、畑においても芋や野菜類の作付けが行われている。また、林業も盛んな地域であり、関連産業の土地利用も多い。

このような状況の中で、山間地域から平坦部までである地域性を考慮し、生産性や収益性の高い都市近郊型農業の確立を目指し、農用地利用の基本的な方向として、安全な農産物を安定的に供給できる農用地を確保することを基本に、必要な農用地の集積や高度利用による経営規模拡大を図るとともに、農地の持つ多面的公益機能を維持する役割も担う農業地域の形成を図っていく。

また、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等、デジタル化の積極的な推進により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握することに努める。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用 地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 R2	1,400.8	27.8	54.6	1.1	2,233	44.2	403	8	195	3.9	761.2	15	5,047.6	100
目標 R12	1,318	26.1	69.3	1.4	2,233	44.2	416	8.2	221	4.4	790.3	15.7	5,047.6	100
増減	▲82.8		14.7		0		13		26		29.1		—	

資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況
：平成 28 年度都市計画基礎調査

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 **1,397.7ha** のうち、a～c に該当する農用地 **1,217.4ha** について、農用地区域を設定する方針である。

なお、農用地区域内の農地のうち荒廃農地を除いた面積は、令和 2 年現在 **1,034.8ha** である。今後、工業団地の造成や一般住宅等の開発も増えることが予想されるが、優良農地の確保に努めることとし令和 12 年においては **1,088ha** を確保することを目標とする。

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内における農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地 **57.7ha** について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野等にかかる土地については、農用地区域は設定しない方針である。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域の目標年次における農用地面積は、概ね **1,250ha** となる。

この農用地を効果的に活用し、自然条件、土地条件、営農条件を考慮して、地域に適合した農作物の振興を図る。

田については、農地の集積と集約化を進め、機械の共同利用の促進を図り、水田農業構造改革を推進する。畑については、現在ブランド化が進んでいる施設花卉園芸や施設野菜の基盤を整備するほか、桑園跡地などを中心に農地の集積と集約化を推進し、飼料作物や果樹園、露地野菜や麦等の集団的農地利用を図る。

また、農地利用集積促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用により、担い手へ農地を集積し、荒廃農地等の利用促進を図る。

農用地区域内における現況及び目標年次の用途別面積は、次のとおりとする。

単位：ha

区分	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況(R2)	将来(R12)	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況(R2)	将来(R12)	増減	
新里町北部	379.8 (322.8)	390 (340)	10.2 (17.2)	—	—	—	—	—	—	37.6	42	4.4	417.4	432	14.6	
新里町中央	272 (232)	283 (250)	11 (18)	—	—	—	—	—	—	9	10	1	281	293	12	
新里町南部	402 (342)	413 (360)	11 (18)	—	—	—	—	—	—	5	5	0	407	418	11	
黒保根町	164 (138)	164 (138)	0 (0)	—	—	—	—	—	—	3	3	0	167	167	0	
計	1217.8 (1034.8)	1,250 (1,088)	32.2 (53.2)	—	—	—	—	—	—	54.6	60	5.4	1,272.4	1,310	37.4	39.6

(資料：市農業委員会字別農地一覧表)

(注) 1 森林・原野等の内訳については不明

2 () 内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である

イ 用途区分の構想

(ア) 新里町地区（北部）

本地区は、山林地域に属する地区であり、農用地区域内の農用地の大部分は畑であり、その約 6 割が連続して存在しているが、残りは点在し又は傾斜地の農地であり礫が多い。

本地区は、大規模な畜産農家が多く、畜産農家からは耕種農家へ堆肥を提供し、耕種農家は家畜の飼料作物を作るなどして連携を図り、地域循環型の農業を目指した土地利用を進める。

(イ) 新里町地区（中央）

本地区は、主要地方道前橋大間々桐生線以北であり、地区を二分するように県道梨木香林線と鐺木川が南北に走っている丘陵地帯である。

かつて畑の 7 割を桑園が占めていたが、養蚕の衰退とともに桑園は普通

畑に転換されてきていることから、あと土地利用として担い手への農地の利用集積を推進し、露地野菜や果樹などを振興し利用促進を図る。

田の大半は、既に基盤整備がなされており、群馬用水利用による用排水路も整備されていることから、今後とも水田農業構造改革に努めて汎用化水田としての利用の確保を図る。

(ウ) 新里町地区（南部）

本地区は、主要地方道前橋大間々桐生線以南地区で、東南部は渡良瀬台地の形態をなしており、農用地区域内の農用地で平坦な地形を形成している。農用地のほとんどは基盤整備されているなか、田では米麦生産が行なわれているほか、畑では野菜や花卉、果樹栽培が盛んである。

特に農業協同組合集出荷施設を中心に施設野菜の産地となっているが、その地理地形的条件から非農業的土地利用の需要が最も多い地域でもある。

今後とも、担い手農業者の経営安定のために野菜や花卉・果樹等の施設を中心に効率的で収益性の高い土地利用を図るほか、田の汎用化に努め、麦や大豆・飼料作物等の担い手農業者を掘り起す中で、土地の利用集積を推進し、農地の確保を図る。

(エ) 黒保根町地区

本地区は、過疎・振興山村・特定農山村の地域指定を受けた中山間地域であり、赤城山（黒檜山）から国道 122 号に沿った渡良瀬川にかけて、大きくは 3 つの沢ごとに農用地区域内の農用地は分散している。田の大部分が棚田をなし、畑も傾斜地にある。農地も有効に活用されており、農村的景観にも優れている地域である。

この特徴を生かした観光農業や行楽客への直売を見据えて特産品開発（干し芋等）を進めるほか、担い手への農地の利用集積を推進して、引き続き現況用途の土地利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第 2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農用地区域内の農用地は、1,217.4ha であるが、一部中山間地域を除き、ほ場整備やかんがい排水、農道整備等の土地改良事業は実施済みであり、今後は、生産性の高い土地利用型農業経営の確立に向け、ほ場の大区画化などを進め、担い手農業者への農地の集積を目指した土地基盤の整備を推進する。

また整備にあたっては、特に中山間地域を中心に、多面的機能を有する農村環境との調和や生態系を維持保全するため、自然環境に配慮して進めるものとする。

(1) 新里町地区（北部）

本地区は、山林地域に属するため谷合の農地が多く、農用地区域内の農用地のうち比較的平坦な田畑は、ほ場整備済である。未整備の大部分については、傾斜地にあり、農業機械も入りづらい地形が多いが、本地区は豚や牛等の畜産経営が盛んであり、飼料作物の需要も大きいことから、耕畜連携の循環型農業を目指した土地利用を推進するため、担い手農業者を中心に農地の利用集積を進める。

(2) 新里町地区（中央）

本地区は、新里町中央部の丘陵地帯であり、農用地区域内の農用地のほとんどが、ほ場整備、かんがい排水、畑地かんがい、農道等の基盤整備は実施済みである。

今後は、基盤整備によって整備された道路及び水路等の農業用施設の改修や維持修繕を行っていくとともに、担い手への農地集積を推進し、大規模区画の整備を図る。

(3) 新里町地区（南部）

本地区は、比較的平坦部で、農用地区域内の農用地のほとんどの農用地は基盤整備済であり、道路網も整備されているなか、畑地においては施設野菜の産地化が進んでいる。

しかし、多くの面積を必要としない施設園芸の進展により、不耕作の農用地も増えてきていることから、新たな露地野菜や果樹栽培を導入して、土地利用型農業の担い手への農地集積を図る。

(4) 黒保根町地区

地区内の農用地区域内の農用地面積のうち、田 47ha の約 6 割の地域で小規模土地改良によるほ場整備を実施してきた。棚田が残る農地は山間の農村的景観を保持するためにも、現況のほ場や用排水路を維持保全することを基本とする。畑及び樹園地については、ほとんどが傾斜地であり農業機械の進入路が未整備なところが多いため、景観と環境に配慮しつつ農道等の整備を進める。また、担い手への農地集積を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
道路整備	農道の改修・舗装	新里町内 黒保根町内	1,359ha の内 95ha	①	付図2号
用水改良	用水路の改修 L=300m	新里町中央	283h の内 28ha	②	付図2号

3 森林の整備その他林業の振興との関連

黒保根町地区の農業用水利については、小河川等からの取水がほとんどであり、水路の大部分は森林内を通過してから耕地に至っているため、治山、林道工事等森林整備事業との連絡調整を図りながら整備する。

4 他事業との関連

桐生市第六次総合計画との整合に努めるほか、黒保根町地区は、山村振興法、過疎対策緊急措置法及び過疎地域自立促進特別措置法の事業との調整を図るもの

とする。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本地域の農用地面積は、農業以外の土地利用の需要増により年々減少しており、今後も減少傾向は続くものと予想されるので、農業以外の土地利用との調整を図り、優良農地の保全確保に努める。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足の進行に伴う耕作放棄された農地の増大や、施設利用型農業の増加による施設外農地の未利用化等が進み、荒廃農地化が増加傾向にある。農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、一度荒廃してしまうとその復旧は非常に困難であり、今後とも安全な食料を安定的に供給するとともに、農用地の持つ多面的公益機能を発揮していくためには、無秩序な荒廃農地化による農用地のかい廃を防ぎ、農用地を良好な状態で保全していく必要がある。

そこで、農用地の荒廃農地化を防止するため、担い手への農用地の利用集積を進めるとともに、作物ごとの耕作適地を踏まえ、野菜などの集団化を進め、効率的利用を図る。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

荒廃農地化による農用地の機能低下を防止するため、農業委員会等の関係機関との連携を図りながら、認定農業者等担い手への農地の利用集積を積極的に推進するとともに、高齢化による労働力不足に対応するため農作業の受委託も推進する。

その他、鳥獣による農作物被害も荒廃農地化をもたらす一因となっていることから、有害鳥獣の駆除捕獲に努めるほか、防護柵の設置や家畜の放牧等、地域に適切な被害防止対策を推進する。

また、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付金等の農業を継続的に維持保全するための制度を活用し、営農活動を支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

黒保根町地区においては、景観的に優れている棚田をはじめとする農用地を維持保全するため、降雨時の山地からの流入水による浸水被害が起こらないように、水源のかん養や自然環境の保全など多機能にわたり総合的・計画的に排水路の整備を行う。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方

向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業の主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間（1,750～2,000 時間程度）、年間農業所得（概ね 380 万円）を確保し得る農業経営体を育成し、これらの農業経営が市内の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指す。

このため、本市の営農の実態に即した農業経営の目標を明らかにし、本市農業の中核を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

具体的には、次のとおり主要な営農類型を定め、推進する。

個別経営体別

営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	集積目標面積
水稲＋小麦＋施設野菜 ＋露地野菜	経営面積 4.7ha	水稲 200a 小麦 400a 半促成ナス 20a 雨よけホウレンソウ 20a ブロッコリー 50a	1	25.0ha
露地野菜＋水稲＋養蚕	経営面積 2.9ha	ナス 20a ブロッコリー 130a ほうれんそう 40a 水稲 50a 養蚕 10箱	0	20.0ha
露地野菜＋水稲	経営面積 1.7ha	夏秋きゅうり 20a ダイコン 30a ほうれんそう 50a ネギ 40a 水稲 50a	6	20.0ha
施設野菜（トマト、 きゅうり）	経営面積 0.25ha	促成トマト 25a 抑制きゅうり 25a	1	2.0ha
施設野菜 (きゅうり)	経営面積 0.25ha	促成きゅうり 25a 抑制きゅうり 25a	24	30.0ha
施設野菜＋露地野菜 (きゅうり)	経営面積 0.3ha	促成きゅうり 20a 抑制きゅうり 20a 夏秋きゅうり 10a	5	5.0ha
施設野菜(きゅうり、 ほうれんそう)	経営面積 0.25ha	促成きゅうり 25a 雨よけほうれんそう 25a	0	2.0ha
施設野菜(ナス、ほう れんそう)	経営面積 0.3a	半促成なす 30a 雨よけほうれんそう 30a	5	2.0ha
果樹(ぶどう)	経営面積 0.75a	ぶどう 75a	6	4.0ha
施設花き (バラ専作)	経営面積 0.35a	バラ 35a	1	1.0ha

施設花き(シクラメン、アジサイ)	経営面積 0.4ha	シクラメン 20a アジサイ 40a	3	3.0ha
しいたけ	経営面積 0.4ha	しいたけ 27,000本	2	1.0ha
しいたけ+露地野菜+水稲	経営面積 0.65ha	しいたけ 15,000本 ナス 15a ほうれんそう 15a 水稲 50a	0	4.5ha
養豚専作(養豚一貫)		種雌豚 90頭 種雄豚 7頭 育成豚 22頭 肥育豚 900頭	9	0ha
酪農専作(つなぎ飼)		経産牛 45頭 育成牛 19頭 飼料作物 9ha	9	30.0ha
酪農専作(放し飼)		経産牛 70頭 育成牛 35頭 飼料作物 9ha	0	10.0ha
肉用牛(肉種肥育)		肥育牛 160頭(黒毛和種)	10	1.0ha
肉用牛(交雑種肥育)		肥育牛 260頭(交雑種)	2	2.0ha
養鶏+稲作	経営面積 1.0ha	採卵鶏 22,000羽 育雛 4,000羽 水稲 100a	2	5.0ha
19			86	167.5ha

(営農類型：桐生市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業者の高齢化と担い手不足による荒廃農地の増大に対応するため、農地集積を推進する。

農地の集積は、地域による話し合いを基に、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用により、認定農業者等担い手へ農地を集積し、荒廃農地等の利用促進を図るとともに、農作業受委託等による経営規模拡大を推進する。

また、農薬の適正使用による環境への負荷の低減を図るほか、家畜堆肥を有効活用して土づくりを進めるなど、循環に配慮した農業を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業者団体等、県の代表による農業再生協議会を中心に、農業の担い手となる認定農業者や営農集団の育成確保に努め、規模拡大を目指す担い手の農業法人化、農地の利用集積や機械の共同利用、農作業の受委託などを推進する。

また、畜産農家と耕種農家の連携を強化し、家畜ふん尿、稲わら・麦わら等の未利用資源を有効に活用する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

黒保根町地区については、森林が 89%を占めており、林業と農業を兼ねている経営者も多くいることから、森林の複層林整備と計画伐採を推進し、椎茸等林産物の生産を振興する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、首都圏内にあり、恵まれた立地条件のもとに基幹作物である施設野菜（きゅうり・ナス・トマト）や養豚を始めとする畜産のほか、水稻や花卉、果樹など多様な農産物が生産されているが、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足や米の価格低迷、農産物の輸入急増による国内生産価格の低迷等により厳しい状態に立たされている。

このような状況の中で、経営規模の拡大や、低コスト化、生産・流通体制の整備などを図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指す。

(1) 野菜

新里町地区（中央・南部）は、施設の冬春きゅうりが野菜指定産地となっているほか、トマトやナスなどの施設野菜も盛んで、農業協同組合や出荷組合単位で系統出荷されている。今後もより一層の安定生産を図るため、共同栽培施設を整備するとともに、多様化する流通と消費者ニーズに対応した高度な機能を有する集出荷施設の整備を図る。

(2) 畜産

畜産物の安心安全の確保と家畜排せつ物の適正処理を推進し、地域環境に配慮した畜産経営の確立に必要な施設機械の整備を図る。

また、調整水田や荒廃農地を活用して飼料作物を生産するのに必要な機械整備を促進し、飼料自給率の向上を図る。

(3) 果樹

果樹園からの直接販売により、巨峰系ぶどうが地域の特産になりつつある。

その安定生産を目指し、防雹防霜施設等の共同栽培管理施設の整備を図る。

また、その他の果樹も含め土地利用型の果樹園の振興を図る。

(4) 水稻・麦

新里町地区（中央・南部）の土地改良済の水田地帯においては、水稻と麦の二毛作を推進し、棚田の多い黒保根町地区においては、食味の良い米の生産を推進するなど、各地区の実態に即し、認定農業者を中心とした生産組織の育成や乾燥調製施設等の共同処理施設を導入し、生産性の向上を図る。

また、地域に適合した優良品種を選択・導入して普及に努めるとともに、安全安心の栽培により売れる米麦づくりを進める。

さらに、稲わら・麦わらの堆肥化活用を推進し、地力の増強と維持を図り、

循環型農業を目指す。

2 農業近代化施設整備計画

施設の 種類	位置及び 規模	受益の範囲			利用組織	地図番号 (付図3号)
		受益地区	受益面積	受益戸数		
共同処理 施設	字赤城山 たい肥舎 運搬車等	新里町北 部地区	肉用牛 300頭	6戸	任意組合	①
〃	字板橋 たい肥舎 運搬車等	新里町中 部地区	乳用牛 180頭	6戸	〃	②
共同集出 荷施設	字武井 出荷施設 一式	新里町地 区全域	5ha	598戸	農業協同組 合	③
共同栽培 管理施設	字武井 防雹防霜 施設一式	新里町地 区全域	8ha	10戸	〃	④
共同処理 加工施設 (稲・ 麦)	字山上 乾燥調製 施設一式	新里町中 南部地区	215ha	120戸	〃	⑤

3 森林の整備その他林業の振興との関連

黒保根町地区においては、林業と農業を兼ねている経営者も多く、林業構造改善事業により設置した、きのこセンター（舞茸栽培）を活用して椎茸の菌床栽培の実用化を進め、工場的栽培による舞茸生産の安定化を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市では、農家戸数と農業従事者が年々減少している中で、畜産や施設を利用した野菜、花卉を中心に、新規参入も含め農業後継者は、平均して毎年9人程就農しているが、米麦や露地栽培等の土地利用型農業の後継者は極端に不足している。

このような状況のなかで、本市農業の持続的発展と優良農地保全のために、次代を担う新規就農者や女性農業者など多様な担い手を育成して行く必要があるが、市単独で農作業体験施設や就農支援施設を持つことは、非効率的で設置は困難なことから、農業次世代人材投資資金等を活用し、県農業指導センターを始め、県農業公社や農林大学校等と連携を図りながら推進していく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業の技術・知識の習得への支援

県農業指導センターや農林大学校、更に農業協同組合の青年部組織や各地区の農業後継者団体の実施する新規就農者も含めた学習・研修活動に支援を行う。

(2) 就農準備等に必要な資金手当の支援

新規就農者になり農業次世代人材投資資金又は農業近代化資金を借入しようとする場合、県と協力して支援する。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

新規就農者の農地取得について、農業協同組合や農業委員会、更に県農業公社と協力して相談に応じ、候補地の斡旋等を行い、農地中間管理事業等を活用し、農地の集積化を図る。

(4) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

県農業指導センターや農業協同組合等の関係機関との連携のもと、桐生市農業再生協議会において、経営の向上や改善に関する情報提供を行う。

(5) 将来の担い手の確保等の観点から農業教育の推進

農業者以外の多くの人々に農業・農村に対する興味を誘発するため、各種展示会・共進会を継続的に開催するほか、食育のための体験農園やグリーンツーリズムの拡充に努める。

(6) スマート農業の推進

担い手の高齢化と労働力不足が深刻化する中で、労働負担の軽減や経営の効率化を図るため、ICT等を活用したスマート農業を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の令和2年の就業構造は、第1次産業人口が1,366人(2.5%)、第2次産業人口が18,572人(34.0%)、第3次産業が34,636人(63.5%)となっており、平成27年と比較すると各産業の割合に大きな変化はない。ただ、総就業人口が増加していることから農家人口の割合は変わらないが、農業就業人口は若干増加している。

しかし、産業構造の変化に伴い農業後継者となるべき者の他産業への流出や兼業化(第2種兼業が66%)が進む一方で、専業農家については農業構造の改革に伴う農地の集積や共同化が進み、農業の担い手は減少している。

このような状況から、農業従事者の他産業への流失を防ぎ後継者を確保するためには、兼業農家の農業経営と他産業から収入も含めた生活の安定を図る必要がある。企業への優先雇用を働きかける等、就業機会に努め、兼業農家の安定就業の促進を図って行く。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市は、絹織物の産地として発展してきた歴史と文化を持ち、現在織物産業は、低迷しているものの関連の産業基盤が強く残る中で、近年は自動車・機械関連産業が主力となり、合併に伴い、豊かな自然環境と都市機能のほか農村機能も備えた県東毛地区の中核的都市である。

このような地域特性のなかで、農業上の土地利用との調整を図りつつ、既に企業・工場誘致などがなされている地域を中心に企業誘致を積極的に推進し、農業従事者の安定的な雇用促進を図る。また、農業従事者の優先雇用など、雇用における就業機会の確保を図る。

また、農産物の直売施設の活用や拡充を図るほか、本市の伝統的な織物産業関連や市域 72%の山林を利用したレジャー施設や観光施設等とも連携し、地場産物の創出と育成に努めて、就労の場を確保して行く。

こうしたことにより、市内に多様な就業機会の確保・増大を図りつつ、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

新里町地区については、起伏のある地形のなかの森林地域から丘陵地域を経て平坦部の水田地域へと続いている。全ての地区において集会所施設は整備済みであり、上水道は、一部簡易水道施設があるものの、充実には努めており、水道の受水地区については、老朽管等の更新や浄水・配水施設の更なる整備を実施している。

また、農業集落排水事業を実施中で、更なる推進を図っており、住宅地の進展に伴う生活環境の改善と農業用水の水質保全に努める。

黒保根町地区については、山村振興地域（S44）の指定を受けて以来、基幹道路の整備をはじめ、簡易水道、通信施設、集落集会所等が地区内全域において整備されるとともに、防災施設、運動施設等あらゆる関連施設の積極的活用により整備されてきた。

さらに特定農山村地域（H5）や過疎地域（H12）の指定を受けたなかで、既存の各種施設の更新と活用を高め、中山間地域の特性を生かしながら、地域住民が住み続けたいくなる、快適な生活環境づくりを推進する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

- 3 森林の整備その他林業の振興との関連
森林面積が多い（区域の 89%）黒保根町地区においては、豊かな自然環境の中で余暇活動や休養が図れるための整備を推進する。
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連
該当なし

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（付図3号）

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域
別紙のとおり
 - イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
該当なし
- (2) 用途区分
別紙のとおり